

番号	1－1
項目	南海トラフ、大阪湾断層帯の地震・津波及び上町断層地震・局地的豪雨に対する大阪市のその後の取り組み状況を明らかにしてください。また、避難時の案内板表示を大きくし、夜間でも見える工夫をして数を増やして設置してください。
(回答)	
	<p>南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震など、本市域へ影響を及ぼすと考えられる地震に対する調査、研究については、影響範囲が本市にとどまらず広域にわたると考えられるところから、大阪府において行っております。</p> <p>南海トラフ巨大地震については「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」(平成24年度から25年度)、断層帯地震については「大阪府地震被害想定調査」(平成19年3月)において調査、検討を行っております。</p> <p>また本市では、市設建築物（災害対策施設等）の耐震化の推進、防潮堤対策等、雨水排水施設の整備、水害時避難ビル等の確保などの対策を進めております。水害時避難ビル等はこれまでに、本市として、約3,000棟（令和7年7月14日時点）の施設を確保しています。</p> <p>また、避難生活を送る場所である避難所の災害時避難所案内板について、今後わかりやすい表示になるよう検討してまいります。</p>

番号	1. 2
項目	防災に対する職員体制を充実させ、正規職員を増員配置してください。また、防災に関する女性職員の割合を教えてください。
(回答)	
	<p>本市におきましては、全ての部署において、防災を含めた様々な市政課題や複雑・多様化する市民ニーズに対応するよう職員を配置しています。</p> <p>また、防災に関する業務に従事する女性職員の割合について、全市的な取りまとめはしていませんが、人事配置においては、様々な市政課題や市民ニーズに対応しながら組織として最大限のパフォーマンスが実現できるよう、職員の適性や人材育成等を踏まえた適材適所の人事配置に努めています。</p>
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	1. ③
項目	旭区内各避難所の簡易テントは40張りと聞いていますが、これはあまりにも少なく、段ボールベッド、簡易トイレなどの現在の保有数も教えてください。避難者に充分行き渡るよう引き続き努力してください。また各避難所における行政の責任体制を明らかにしてください。各避難所へも必ず女性職員を配置してください。
(回答)	
	<p>段ボールベッドについては、現在避難所には配備していませんが、大阪市と西日本段ボール工業組合との協定により、各避難所に供給されることとなっています。</p> <p>簡易トイレについては、環境局が24区の避難所等に配備しています。旭区においては19の災害時避難所に4台ずつ配備されております。</p> <p>大規模災害発生時には、旭区災害対策本部からの指示に基づき各避難所へ3～5名の職員を派遣し、避難所業務に従事する体制を構築しております。</p> <p>各避難所においては、特定の性別に偏った職員配置とならないよう調整をしております。</p>

番号	1. ④
項目	夏場の猛暑対策は、毎年の課題になっています。災害避難所の観点からも、小学校の講堂にも早急にエアコンを設置してください。設置計画を教えてください。
(回答)	
	<p>旭区内の19の災害時避難所中、令和2年10月末日現在で空調設備が設置されている避難所は、支援学校など2か所にとどまっていましたが、大阪市危機管理室の事業として、令和3年度までに災害時避難所となる市内全中学校の体育館に空調機を設置することとなっており、旭区内4中学校全ての体育館に設置されております。なお、小学校の講堂については、設置事業者の選定を進めているところです。</p> <p>今後、暑さが厳しい夏期の避難の際には、必要に応じて空調設備のある普通教室や多目的室等を使用するなど柔軟な対応を行ってまいります。</p>
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9007

番号	1. ④
項目	夏場の猛暑対策は、毎年の課題になっています。災害避難所の観点からも、小学校の講堂にも早急にエアコンを設置してください。設置計画を教えてください。
(回答)	
	<p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全127市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。</p> <p>なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しており、「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者の参加募集を終えて事業者の選定審査を行っているところです。</p> <p>本市ホームページにも掲載しておりますが、事業者の決定は令和7年12月頃を予定しております。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画グループ） 電話：06-6208-7378

番号	1. ⑤
項目	避難所におけるプライバシー保護や感染症対策の強化を求めます。高齢者や女性、性的マイノリティの方の安全安心に配慮してください。簡易テント、授乳室や男女別更衣室・トイレを設置してください。また女性専用トイレの数を増やしてください。また、避難所の運営委員会の女性の割合を教えてください。
(回答)	
	<p>大阪市では、「避難所開設・運営ガイドライン」において、災害時避難所での女性更衣室、授乳室や多目的トイレの設置など、高齢者や女性、性的マイノリティの方の視点を取り入れた避難所運営について記載することで、地域での訓練や実際の避難所運営に取り入れていただけるよう周知を図っているところです。</p> <p>また、避難所の運営は、地域住民による「避難所運営委員会（自主防災組織）」が担うことになっておりますが、必要な備品の整備等、区役所としても高齢者や女性、性的マイノリティの方の安全・安心に配慮した避難所運営に向け、各地域自主防災組織や学校その他関係先と連携し、進めてまいります。</p> <p>現時点で、各避難所運営委員会の女性の割合は把握しておりませんが、発災時に組織される避難所の運営委員会について、特定の性別に偏った人員配置とならないよう、地域に呼びかけております。</p> <p>なお、男女別のトイレの個数等についても検討を重ねてまいります。</p>

番号	1. ⑥
項目	福祉避難所は昨年 11 施設と協定締結していると聞きましたが、その後の進捗状況を教えてください。
(回答)	
<p>大阪市では、「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル」において、災害時避難所での高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされている避難所のことを「福祉避難所」と位置づけております。</p> <p>旭区では福祉避難所として、区内 11 施設と協定を締結しており、今年度新たに 1 施設と協定を締結しました。避難に関しては直接の避難ではなく、一時避難場所等で安否確認を行った後、災害時避難所に避難していただいてからの移動になります。</p> <p>今後、詳細について福祉避難所施設と調整し、決めてまいります。</p>	
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9007

番号	1. ⑦
項目	旭区における水害対策の取り組み状況及び水害避難場所の拡充について、その進捗状況を教えてください。また、水害避難所であるという表示を大きくして周知してください。
(回答)	
	<p>旭区では、区内の小中学校、市営住宅、民間の施設（計42ヶ所）を水害時避難ビルに指定しております。</p> <p>民間の施設について、水害時避難ビルの指定にご協力いただける施設を増やすべく、施設への説明、交渉を継続しております。</p> <p>また、地域で開催される防災講座において、水害について説明する時間を設けているほか、水害時ハザードマップを旭区役所防災安全課の窓口で配布する等、情報発信を行っております。</p>
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9007

番号	1. ⑦
項目	旭区における水害対策の取り組み状況及び水害避難場所の拡充について、その進捗状況を教えてください。 <u>また、水害避難所であるという表示を大きくして周知してください。</u>
(回答)	
<p>水害時避難ビル看板については、これまで蓄光式看板の採用や大型のピクトの配置など、周知されやすい表示に努めています。水害時避難確ビルは、民間の施設管理者のご協力をいただき実施しているため、掲出する位置やサイズにも配慮が必要となります。今後も、設置箇所の工夫など、わかりやすい表示になるよう調整してまいります。</p> <p>(※下線部について回答)</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画グループ） 電話：06-6208-7385

番号	1. ⑧
項目	旭区内の防災スピーカーの設置場所及び機能の更新状況を教えてください。またスピーカー以外の方法による情報発信と、防災行政無線テレホンサービスを無料化してください。
(回答)	
<p>防災スピーカーの更新状況についてですが、平成27年度から平成28年度にかけて市内の防災スピーカー121局（旭区内2局）の増設を図りました。その後、令和元年度から令和2年度にかけて、防災スピーカー444局（旭区内16局）の更新工事を行い、高出力アンプ及び高性能スピーカーを導入し、令和6年度にうめきた2期地区の先行まちびらきに伴い1局設置し、合計566局（旭区内18局）設置しています。また、放送内容をより聞き取りやすくするために、通常の会話より遅い速度での放送や、文節を区切って時間を空ける放送をするなどの工夫も実施しております。</p> <p>なお、防災スピーカーの設置場所については、マップナビおおさか（下記リンク先）で確認することができます。</p> <p>https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal</p> <p>スピーカー以外の情報発信については、上記の令和元年度の更新工事の際に、併せて災害情報一斉配信システムを導入し、防災スピーカーによる放送と同時に、携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールや、大阪市防災アプリ、大阪市ライン公式アカウント、大阪市危機管理室X、おおさか防災ネット防災情報メール、Yahoo！防災速報アプリ、災害多言語支援センターホームページ、ケーブルテレビの字幕放送や防災情報サービス、通信機能付きガス警報器、デジタルサイネージへ配信を行っています。</p> <p>防災スピーカーの放送内容を聞くことができる防災行政無線テレホンサービスの通話料については、無料化する予定はありませんが、上記のとおり、防災スピーカーの放送内容は、複数の手段で無償により確認していただくことができます。</p> <p>今後も、情報伝達手段の多様化に努めてまいりますので、ご理解及びご協力くださいますようお願いいたします。</p>	

番号	1. ⑨
項目	災害避難所や <u>区民センター</u> でも Wi-Fi 機能が使えるよう早急に取り組んでください。 昨年度は関係部門と調整中との説明でしたが、その後の進捗状況を教えてください。
(回答)	
【旭区役所 防災安全課】	
旭区では、危機管理室から災害時避難所用として各区に配備された Wi-Fi 無線ルーター（※地域 BWA ルーター）を区役所で保管しており、発災時には職員が各避難所に設置する体制を整備しております。	
※地域 BWA デジタルディバイドの解消や地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として運営されている無線（インターネット）サービス。	
【旭区役所 地域課】	
区民センターにつきましては、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする会館で、指定管理者制度を導入し運営している施設でございます。	
区民センターにつきましては皆様により便利に貸室をご利用いただけるよう、令和 6 年 10 月から貸室利用者へのモバイル Wi-Fi ルーターの無料貸出を開始しています。	
(※下線部について回答)	
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9007 旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	1. ⑨
項目	災害避難所や区民センターでも Wi-Fi 機能が使えるよう早急に取り組んでください。 昨年度は関係部門と調整中との説明でしたが、その後の進捗状況を教えてください。
(回答)	
今年度より、災害時避難所に指定されている市立の小中学校において、発災時に学校教育用ネットワークのWi-Fiを避難者が利用できるようになりました。	
担当	危機管理室危機管理課（防災 ICT グループ） 電話：06-6208-9851

番号	1. ⑩
項目	旭区内における現時点での避難所数及び収容可能人員、一人当たりの居住空間を教えてください。その際、テント活用、プライバシーが守られる収容人数も教えてください。

(回答)

旭区内の避難所数及び受入可能人数は次のとおりです。

1	清水小学校	1,583 人
2	新森小路小学校	1,019 人
3	古市小学校	716 人
4	太子橋小学校	480 人
5	大宮小学校	490 人
6	大宮西小学校	935 人
7	生江小学校	1,374 人
8	城北小学校	1,532 人
9	高殿小学校	880 人
10	高殿南小学校	1,044 人
11	旭東中学校	1,519 人
12	今市中学校	1,003 人
13	大宮中学校	2,873 人
14	旭陽中学校	2,206 人
15	旭高等学校	1,568 人
16	淀川工科高等学校	223 人
17	大阪工業大学	2,000 人
18	思齊支援学校	308 人
19	光陽支援学校	213 人

一人当たりの居住空間は、1. 6 m²となっています。

テント活用、プライバシーが守られる収容人数については不明ですが、テントや間仕切り等の物資を要請、配備することで、一人でも多くの避難者が安心して生活できるように努めます。

担当 旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9007

番号	2. 2
項目	大阪市を住みにくいまちにし、ギャンブル依存症を増やすカジノ誘致は中止してください。
(回答)	
IRは、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。	
大阪・夢洲でのIR立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。	
また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。	
併せて、ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、IR誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざしていきます。	
今後も引き続き、ギャンブル等依存症などの懸念事項へ万全の対策を講じながら、世界最高水準の成長型IRの実現に向けて取り組んでまいります。	
担当	IR推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234 IR推進局 企画課 総務・企画グループ 電話：06-6210-9236

番号	2－3
項目	万博運営費が赤字になった場合、市民の負担にならないようにしてください。
(回答)	
<p>運営費の収支が赤字になる場合の対応につきましては、博覧会協会をはじめ国、府市、経済界で適時適切に協議していくことが必要と考えております。日々の運営面での課題改善を通じて来場者の満足度を高めることでより多くの方にご来場いただけるよう、関係者と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。</p>	
担当	万博推進局 総務部 総務課 電話：06-6690-7108

番号	2. 4
項目	保健所は再度各区に1か所設置してください。
(回答)	
本市では、平成12年度から1保健所24保健センター、平成15年度からは1保健所24保健福祉センターとする地域保健体制のもと、広域的・専門的・技術的支援は保健所、市民に身近な保健サービスの提供は各区保健福祉センターが担い、機能分担、相互連携により保健衛生事業を総合的・効果的に実施しております。	
今後も保健所と各区保健福祉センターとの役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	2. 5
項目	大阪市の公衆衛生研究所として、環境科学研究所の機能を元に戻してください。
(回答)	
<p>平成 29 年 4 月、大阪市立環境科学研究所の衛生部門と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が発足しました。令和 5 年 1 月には分散する二つの施設を一元化し、最新の試験検査機器等の整備や人材の集積による検査能力の強化、研究の高度化など、ハード・ソフト両面での機能強化を図ってきたところです。</p> <p>本研究所は大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象に積極的に対応してまいりました。また、行政機関等へ科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に取り組んでおります。</p> <p>今後も、西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集と発信機能の強化を図るとともに、疫学調査への支援や助言を積極的に行い、疫学解析研究の推進及び試験検査に係る信頼性の確保に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 大阪健康安全基盤研究所支援担当 電話：06-6208-7367

番号	2. 6
項目	コロナなど急激な感染拡大が起こった際にも迅速に対応できるよう、大阪市として常設の公的検査センター、発熱外来センターを市内に複数設置してください。
(回答)	
<p>新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。</p> <p>検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築し、感染症の発生及びまん延の防止に向けた取組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	2. ⑧
項目	地下鉄（大阪メトロ）「千林大宮」駅の2号出入口側エレベーター設置について、区としてもまちづくりの一環として早期実現に努力してください。
(回答)	
担当	旭区役所 企画課 電話：06-6957-9683

番号	2. ⑨
項目	旭区は今後も「あさひあつたかバス」を継続運行してください。
(回答)	
<p>旭区におきましては、交通局（当時）による赤バス廃止に伴い、平成 25 年度は旧赤バスの旭ループを継承した「あさひあつたかバス」を当区役所による委託事業として運行しておりましたが、平成 26 年度以降は民間バス事業者が事業を継承して運行しております。</p> <p>当区役所といたしましては、「大阪市旭区バス運行経費補助金交付要綱」を定め、当該事業者に対して、運行経費の一部を補助することで、事業の継続を支援しているところであります。引き続き、誰もが自分らしく、安心してともに暮らせるまちの実現をめざしてまいります。</p>	
担当	旭区役所 企画課 電話：06-6957-9683

番号	2. ⑩
項目	旭区内の各種公園にあるトイレを子どもや女性が安心して利用できるよう清掃管理を強め、建て替えも含め検討してください。なお、城北公園のトイレのリニューアル工事についてそのスケジュールを明らかにしてください。
(回答)	
	<p>公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、一方で、屋外にあり、無人管理で、不特定多数の方が常時自由にご利用できるという特性をもった施設です。そのため、自然現象等による汚損や、いたずら等により施設が破損されるケースも発生しておりますので、定期的な清掃に加え、不具合等の発生状況に応じて修繕を行っております。</p> <p>また、公園のトイレの建替えについては、耐用年数(鉄筋コンクリート造では概ね50年)を勘案しつつ、利用状況や施設の劣化状況を精査した上で、効率的・効果的に進めていく必要があります。旭区内のトイレにおいては、おおよそ築30年程度であり、継続して利用が可能な状況ですので現時点で公園のトイレの建替えを行う予定はございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、城北公園の城北公園通りのバス停に面するトイレにつきましては、築40年ですが、多くの方にご利用いただいていることに加え、同年度に整備したトイレと比べると、便器等の損耗が激しく、排水不良が発生している状況です。そのため、美装化と洋式化とを合わせた改修工事を今年度に実施いたします。</p>

番号	2. ⑪
項目	旭区内の各種公園の植栽を豊かにし、地域の皆さんが楽しめる遊具やベンチを充実させてください。また、公園内の遊具、時計などの補修・取り換えなどについては、その期限等を明示してください。また、理由なく公園の植栽や街路樹を伐採しないでください。
(回答)	
<p>本市では、今後の樹木管理を中長期的視点で計画的に進めていくため、樹木の維持管理にかかる基本的な事項や具体的な取組を定める「大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略」を今後、策定する予定です。</p> <p>旭区内の公園樹についても、今後、本戦略に基づき、健全に育成し、樹木が本来持つ機能を十分に発揮させるよう維持管理に取り組んでまいります。</p> <p>公園の遊具やベンチ等の各施設につきましては、公園の利用状況や地域ニーズ等を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討した上で種類や規模を選定し、設置を行っております。今後、公園のリニューアルの機会や老朽化に伴う施設更新の際には、上記検討を行いながら、地域特性を踏まえた施設の設置や更新を進めてまいります。</p> <p>また、各公園の遊具や時計の補修につきましては、本市では年2回の定期点検や日常点検を実施し、安全性の確認を行っており、定期点検等で危険であると判断された遊具や故障している時計については、直ちに利用禁止処置及び故障している旨の明示を行っております。禁止処置等を行ったこれらの施設につきましては、順次修繕をしておりますが、一度に多くの修繕箇所が集中した場合や、交換部品の製造に時間がかかる場合には、修繕まで時間を要することがあり、対応する箇所や状況等によって修繕にかかる時間が異なりますが、可能な限り期限を掲示する等の対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。</p> <p>また本市では、昭和39年の緑化百年宣言以降、公園や道路の整備に合わせ、限られた空間を最大限活用して、積極的に植樹を進めるとともに、その維持保全に取り組んできました。しかし、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢が衰え、強風等による倒木リスクが顕在化するとともに街路樹では通行障害や見通しの阻害、公園樹では民有地への越境など、樹木の一部が市民生活に影響を与える状況となり、安全対策事業として、短期集中的に撤去・更新を進めてきました。なお、旭区内におきましては、令和5年度をもって事業は完了しております。</p> <p>今後も、日常の維持管理において道路通行や公園利用の安全確保に支障をきたす恐れのある状況が確認された街路樹・公園樹について、撤去・更新を行う場合もあります。</p>	

引き続き、市民の皆様に、安全に安心して道路や公園を利用いただけけるよう維持管理に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

担当	建設局公園緑化部公園課 電話：06-6615-6769 建設局公園緑化部緑化課 電話：06-6615-6891
----	--

番号	2. ⑪
項目	学校や区役所等の公的施設のトイレは順次様式に変えてください。また、生理用品、便座クリーナー、男女共に大きなサニタリーBOXの設置を求めます。
(回答)	
	老朽化した校舎を新しく建て替える際に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を順次進めております。
	大阪市立学校においては、児童生徒が必要な時に保健室にて生理用品を対面及び非対面で受け取ることができ、安全安心に学校生活を送ることができるよう、全小中学校の保健室や職員室のほか、女子トイレ（個室含む）など、各校の実情にあった提供場所に常備するよう、生理用品にかかる環境整備に取り組んでおります。
	（※下線部について回答）
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	2. ⑪
項目	学校や <u>区役所等の公的施設のトイレは順次洋式に変えてください。また、生理用品、便座クリーナー、男女共に大きなサニタリーBOXの設置を求める</u> ます。
(回答)	
	<p>旭区役所が所管する公共施設は不特定多数の方が利用する施設であり、トイレについては洋式便器を望まれる方がいらっしゃる一方、和式便器を望まれる方もいらっしゃることから、現在は洋式便器と和式便器の両方を設置しております。</p> <p>施設の構造上、トイレの改修には配管を含めた大規模な改修が必要となります、老朽化による建替えや大規模修繕時にトイレの改修を行う際は、和式便器から洋式便器への改修や設置数の見直しを含め、様々なニーズに対応した整備を行ってまいります。</p> <p>また、サニタリーBOXについては、女子トイレ及び多目的トイレに設置しております。その他の要望につきましても、高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等のすべての人が快適に利用できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>(※下線部について回答)</p>
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625 旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	2. ⑫
項目	<p>道路の白線が薄くなっているところは塗り替えてください。特に通園・通学路や子供施設の周辺には、交通標識、道路標識、ガードレール等を整備してください。来年度より自転車通行の罰則が始まりますが、歩行者も自転車も安全に通行できる道路整備を進めてください。</p>
(回答)	<p>本市では市民のみなさまが道路を安全・安心に通行していただけますよう、短期集中的な補修として幹線道路の劣化している区画線の補修を令和6年度末までに完了し、引き続き令和8年度末までに生活道路の消えている区画線の補修完了をめざしています。</p> <p>なお、区画線は経年劣化をしていくものであるため、状態監視をしながら計画的に補修していく取り組みを進めていきます。</p> <p>また、横断歩道などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、市民のみなさまの安全な通行を確保し、日常生活や都市活動を安全で快適に行えるよう、道路の交通安全対策に取り組んでおり、保育所等の施設周辺の交通安全対策については、施設関係者からの相談や要望に際して、大阪市関係局や大阪府警察本部と連携しながら取り組んでまいります。</p> <p>なお、通学路（小学校）の安全対策につきましては、令和2年6月に策定（令和5年6月一部改訂）された「大阪市通学路安全プログラム」に基づいて、学校関係者や大阪府警察本部、大阪市関係局（教育委員会、建設局、危機管理室、計画調整局）と連携しながら、各区で実施される「合同点検」や「合同点検会議」に参加し、道路管理者にて必要と判断した箇所において横断防止柵の設置、ガードレール等の設置、通学路標識の設置などの交通安全対策を実施しています。</p> <p>さらに、本市では、平成28年に「大阪市自転車通行環境整備計画」を策定し、周辺部よりも事故発生頻度の高い市内中心部の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示の整備を進め、令和7年3月末時点では約65kmを整備しました。</p> <p>今後の自転車通行環境整備につきましては、歩行者の安全確保に加え、車道を通行する自転車にも安全な構造の整備検討を進めてまいりますが、構造物で自転車と自動車を物理的に分離する「自転車道」や、区画線により視覚的に分離する「自転車通行帯」を整備するには、十分な道路幅員が必要となり、整備可能な路線については、車線削減が可能な路線や、既存の道路幅員に余裕のある路線に限られますが、安全な自転車通行空間の整備に努めてまいります。</p>

限られた道路空間の中で道路の利用状況に適した整備形態を選定し、安全な自転車通行空間の確保に努めてまいりますので、今後とも本市の建設行政に、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当）	電話：06-6615-6862
	建設局 道路河川部 道路課（道路維持担当）	電話：06-6615-6801

番号	2. ⑫
項目	道路の白線が薄くなっているところは塗り替えてください。特に通園・通学路や子供施設の周辺には、交通標識、道路標識、ガードレール等を整備してください。来年度より自転車通行の罰則規則が始まりますが、歩行者も自転車も安全に通行できる道路整備を進めてください。
(回答)	
	<p>道路の白線については、主たる監督官庁は、旭警察署となります。</p> <p>現在、当区役所としても「大阪市通学路安全プログラム」に基づいて、3~5年のスパンで全小学校区10地域を順次、小学校、旭警察署、建設局中浜公営所との4者合同で通学路を点検しております。</p> <p>今年度につきましても3校下の点検を実施し、薄くなった道路標識(白線等)で判別しつくになった部分について、個所付けを行い、旭警察署(一部交差点マーク等は建設局の管轄部分)として、今年度の塗りなおしがすでに決定しております。</p> <p>今後とも子どもたちの安全と保護者、学校、地域の皆さんのが安心して見守れる、通学・通園できる環境整備に引き続き努めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、ガードレール等の整備につきましては、道路の幅員、形態等によって道路規制として設置できる場所、できない場所があり、現状の道路状態となっていると考えておりますので、仮に必要であるという箇所があれば、具体的に申し出ていただき、その設置の可否等について監督官庁に問合せし、協議して参りたいと思います。</p>

番号	2. ⑬
項目	ありんこ保育園、ありんこ第2保育園前の道路にキッズゾーン、またはそれに代わる処置を検討してください。
(回答)	
担当	<p>令和元年5月に大津市において、散歩中の園児らが死傷した交通事故を受け、国からの通知により、未就学児の移動経路における緊急安全点検を実施し、対策が必要な箇所には交通管理者および道路管理者による対策が講じられる等、安全・安心な子育て環境の整備の取組を進めています。</p> <p>キッズ・ゾーンについては、保育所等の周囲半径500メートルを原則として設定するはされておりますが、本市には相当数の保育施設が存在するため、本市内の多くの範囲がキッズ・ゾーンとなることから、形骸化し効果が期待できないものと思われます。</p> <p>よって、本市においては、未就学児の移動経路において、対策が必要な危険箇所がある場合は交通管理者および道路管理者による対策の取組を進めています。</p>

番号	2. ⑭
項目	夏の熱中症対策として、区内にある公的施設内の「クーリングシェルター」に椅子や給水スポットを設置してください。また、区内に公的施設以外の「クーリングシェルター」への協力と表示を進めてください。
(回答)	
【旭区役所 総務課】	
旭区役所では、休憩や水分補給をしていただけるスペース「涼ん処（すずんどこ）」を設置しております。なお、休憩場所の提供は通年実施しております。	
【旭区役所 地域課】	
旭区民センターでは、受付前に一時休憩スペースを設けております。また、同フロアには自動販売機コーナーを設けております。	
(※下線部について回答)	
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625 旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	2. ⑭
項目	夏の熱中症対策として、区内にある公的施設内の「クーリングシェルター」に椅子や給水スポットを設置してください。 <u>また、区内に公的施設以外の「クーリングシェルター」への協力と表示を進めてください。</u>
(回答)	
<p>「熱中症特別警戒アラート」発表期間中に暑さをしのぐための施設「クーリングシェルター」として、令和7年9月12日現在で、区内で本市施設3か所、民間施設3か所、合計6か所を指定しています。</p> <p>このうち本市施設につきましては、全ての施設でクーリングシェルターであることを示すステッカーを掲示しております。また民間施設3か所については、指定の際に、当該ステッカーをお渡しし、掲示いただくよう要請しています。</p> <p>今後とも、クーリングシェルターの指定拡大を図るとともに、本市施設以外の施設を指定する際には、当該ステッカーをお渡しし、掲示いただくよう要請してまいります。</p> <p>(※下線部について回答)</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3467

番号	2. ⑯
項目	<p><u>区役所業務を充実させるため正規職員を増やしてください。</u>現在の旭区役所内の正規職員、非正規職員、民間委託者の人数を明らかにしてください。</p>

(回答)

本市では、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の下、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めておりますが、技能労務職員以外については、本市重点施策の推進や臨時的事象への対応など、市長が特に必要と認める場合には、職員数を増員して対応しています。

技能労務職員については、「民でできることは民で」という考え方の下、将来にわたって必要最低限となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら、削減を進めていますが、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、令和5年度より採用を再開し、現在も継続しています。

また、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務及び臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時の任用職員等の活用を図っています。

(※下線部について回答)

担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431
----	-------------------------------------

番号	2. ⑯
項目	区役所業務を充実させるため正規職員を増やしてください。 <u>現在の旭区役所内の正規職員、非正規職員、民間委託者の人数を明らかにしてください。</u>

(回答)

令和7年10月1日現在、旭区役所に在籍する職員は262名で、その内訳は次のとおりです。

- ・本務職員 165名
- ・再任用職員 12名
- ・任期付職員 1名
- ・臨時の任用職員 1名
- ・会計年度任用職員 69名
- ・民間委託者 14名

正規社員・非正規社員の明確な定義はございませんが、任用期間の定めがあるという点で見ると、本務職員（63.0%）、その他職員（31.7%）そして民間委託者（5.3%）で分けられます。

(※下線部について回答)

担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625
----	--------------------------

番号	2. ⑯
項目	区民の声を区政に反映されるため、区政会議の公募委員を増やしてください。現在の区政会議及び公募委員の男女比を教えてください。また公募委員の採用審査基準を明らかにしてください。
(回答)	
	<p>旭区区政会議は、委員の意見の多様さを確保するため、また、限られた会議時間の中でも委員による意見交換等を十分に行うことができるよう、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第4条第2項及び区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき、旭区区政会議運営要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項において委員の定数を30名と定めています。</p> <p>また、多様なご意見を反映するとともに会議運営の客觀性・透明性を確保するため、規則第3条第2項に基づいた要綱第3条第3項により、4名の方を公募委員として委託しています。</p> <p>今後とも条例・規則の趣旨を踏まえ、委員のバランスを考慮し、区民の皆さまの多様な意見が適切に反映されるよう努めてまいります。</p> <p>次に、区政会議委員の構成につきましては、要望書提出日の令和7年8月25日現在、全体で男性20名、女性9名及び欠員1名となっており、公募委員に限ると男性1名、女性3名となっています。</p> <p>公募委員の選考につきましては、旭区区政会議公募委員選考会設置要綱に基づき、旭区区政会議公募委員選考会を設置し、申込み時に提出された応募者の応募動機及び「旭区運営方針」に定めた目標に対する意見や考え方について、各選考委員が評価項目ごとに評定し、得点合計の上位の者から選考することとしています。</p>

番号	3. 1
項目	一人ひとりの子どもに行き届いた教育を実施するため、大阪市独自で20人学級の少人数学級を進めてください。
(回答)	
<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、令和7年度までに段階的に改めていくこととされ、本年度より小学校1年生から小学校6年生まで35人を標準として学級編制を行っております。</p> <p>なお、中学校及び義務教育学校後期課程は引き続き1学級40人が標準とされており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	3. 2
項目	小・中学校の統廃合小中一貫校計画はやめてください。
(回答)	
<p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、審議会から、令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。</p> <p>当該意見書を踏まえ、令和6年9月開催の総合教育会議では、中学校の学校配置の適正化の今後の進め方が協議され、その結果、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されました。これを受け、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さんからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>	

番号	3. 3
項目	競争主義のテスト漬け教育は学力向上に役立っていません。全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪市中学校3年生統一テスト、大阪市小学校学力経年調査等を中止してください。
(回答)	
<p>「全国学力・学習状況調査」については、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらにそのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しております。</p> <p>「中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育庁が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しております。加えて、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。</p> <p>さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることも目的としております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、今後も大阪府教育庁と連携し、生徒の適切な評価を行うため、実施してまいります。</p> <p>なお、大阪市中学校3年生統一テストは令和3年度より実施しておりません。</p> <p>「大阪市小学校学力経年調査」については、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	3. 4
項目	中学校給食は親子方式でなく、自校直営方式で実施してください。
(回答)	
	<p>本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、206校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。</p> <p>委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、学校行事への協力や、生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。</p> <p>今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるように進めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	3. ⑤
項目	小学校の講堂・体育館にエアコンを設置する予定になっていますが、その進捗状況を教えてください。
(回答)	
小学校の講堂・体育館へのエアコンの設置に関しては、現在「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」における事業者の参加募集を終えて事業者の選定審査を行っているところです。本市ホームページにも掲載しておりますが、事業者の決定は令和7年12月頃を予定しております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	3. ⑥
項目	旭区内の小・中学校におけるトイレ洋式化進捗状況を教えてください。
(回答)	
	令和6年度末現在、旭区の小・中学校のトイレ洋式化率は、64.2%となっております。
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	3. ⑦
項目	旭区内の小・中学校の女子トイレに生理用品を無償で配布してください。
(回答)	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話 : 06-6208-9141

番号	3. ⑧
項目	幼稚園の3年保育を実施してください。
(回答)	
3歳児保育につきましては、平成4年度に3園の保育研究園で定員15名として実施し、平成5年度には定員20名としてさらに3園で追加実施しました。2か年の研究により、3歳児定員については20名とし、その後年々拡充を図り、現在は市立認定こども園の2園を含む32園で3歳児保育を実施しております。今後とも子育て家庭のニーズを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165

番号	3. 9
項目	0歳児から2歳児の保育料無料化を進めてください。
(回答)	
保育料は、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなっており、各世帯の所得に応じた額をご負担いただくことが基本となっています。本市は、独自の財源を投入することにより、国基準の保育料から軽減を行うなど、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めているところでございます。	
さらに、0～2歳児の保育料無償化に向けた取組として、令和6年9月から、多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料無償化の実施を開始いたしました。	
保護者の負担軽減については今後も取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用グループ） 電話：06-6208-8106

番号	3. 10
項目	保育所における子どもの安全確保と職員の待遇改善の観点から保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4~5歳児15:1に改善してください。
(回答)	
<p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。</p> <p>保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。</p> <p>国においては、令和6年度に3歳児、4歳以上児の配置基準が改善され、令和7年度からは1歳児について5対1へ配置改善を行う施設のうち、一定の要件を充足する施設に対する加算（1歳児配置改善）が設けられたところですが、さらなる配置基準の改善及び配置改善を行っている施設に対する加算の充実がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、本市では、令和6年度から独自事業として1歳児について5対1への配置改善を確認できる施設に対して、通常の運営費に上乗せして必要な経費を給付しており、令和7年度においても、5対1への配置改善を行っているものの、国の1歳児配置改善加算の要件を充足できないため支給対象とならない施設を対象に必要経費の給付を行っています。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8018

番号	3. 11
項目	すべての保育所に園の持ち出しなしで、正規職員で看護師を配置できるよう市として財政措置をとってください。
(回答)	
担当	看護師配置については、現在、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。
	また、国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。
担当 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8259	

番号	3. 12
項目	保育所向けに物価高騰に対する予算措置をとってください。
(回答)	
令和5・6年度においては、国の重点支援地方交付金を活用し、各施設に対して負担増加に対する支援を実施したところですが、令和7年度においては交付金の継続も含め、財政支援の実施の有無が示されていない状況です。	
そのような中、令和7年度公定価格においては前年度から+2.8%の改定となりましたが、長期化する物価高騰が各施設に与える影響を的確に把握し、国や府の動きを注視し、本来公定価格において物価高騰分を含めた単価設定をすべきものであるため、適切な単価改定について、国へ要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8352

番号	3. 13
項目	放課後児童クラブ（学童保育）について募集案内チラシを学校を通じて配布できるよう便宜を図ってください。
(回答)	
	<p>放課後児童クラブの実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを作成し、各区へ配布するほか、各小学校への情報提供を行うとともに、事業を所管しているこども青少年局において、市民からの問い合わせや相談などに応じ、「くらしの便利帳」に放課後児童クラブの事業概要を掲載しております。</p> <p>また、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載したうえ、令和6年3月から、希望する放課後児童クラブについては、それぞれの放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクの貼り付けを行うなど周知を図っております。</p>
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559

番号	3. 14
項目	子どもの医療費助成制度の自己負担を撤廃し、完全無料としてください。
(回答)	
本市のこども医療費助成制度は、対象者の方が医療を受けた場合の自己負担を軽減するために医療費助成を行っており、大阪府の補助金交付要綱に基づいて実施しています。	
大阪府の要綱において一部自己負担金が設けられており、無料にした場合の医療費等については、本市が独自に負担することとなります。	
現時点では、こども青少年への様々な事業を充実させるために、限られた財源のなかで優先順位を付けて事業を推進していますので、一部自己負担額の撤廃につきましては困難であると考えています。	
なお、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	3. 15
項目	75歳以上の医療費負担軽減のため、老人医療費助成を再構築してください。
(回答)	
大阪府の福祉医療費助成制度は、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。	
本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったもので、ご理解くださいますようお願いいたします。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	3. 16
項目	<p>今年4月からの難聴高齢者補聴器購入助成事業は利用しにくい内容となっています。</p> <p>次の4点の改善を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防活動の参加を条件としない。 ・助成額は15万円以上とする。 ・助成金は前払いも可能とする。 ・区役所で受付決定する。
(回答)	<p>本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な65歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和7年4月1日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける65歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。</p> <p>本事業の助成に係る上限の金額については、すでに65歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1人の対象者につき25,000円を上限としております。</p> <p>また、本事業は、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただくこと」を助成の要件としているため、購入した補聴器に係る領収証の写しや介護予防活動等の実施状況に係る報告書を請求書と併せて提出していただいた上で、償還払いにより助成費用を支給することとしています。</p> <p>加えて、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。</p> <p>申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。</p> <p>なお、加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医</p>

学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。

担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957
----	--------------------------------------

番号	3. 17
項目	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻す よう国に働きかけてください。また夏季加算新設を国に要望してください。
(回答)	
<p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方 自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の生活実態に 即した基準を定めるよう国に求めております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3. 19
項目	無料低額診療について利用案内の幅を広げてください。
(回答)	
「無料低額診療事業」は、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う事業であり、本市内では15箇所の病院、34箇所の診療所にて本事業が実施されています。(令和7年10月1日現在)	
当該事業の周知については、大阪市ホームページのほか、市民の皆さんのかんたんに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市暮らしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。	
担当	福祉局 総務部 総務課（法人監理グループ） 電話：06-6241-6541

番号	3. 20
項目	大阪市の国保料を全国平均なみに下げてください。
(回答)	
<p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。</p> <p>平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和 6 年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。</p> <p>令和 6 年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号	3. 21
項目	国保料の所得減少減免措置についてその手続きを簡素化し、内容を充実させてください。
(回答)	
<p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p> <p>減免制度につきまして、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることができます。制度周知の手法等につきましては、今後とも大阪府及び他市町村と協議を重ねて、より被保険者にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	3. 22
項目	国民健康保険の資格証明書の発行や被保険者証発行の保留を直ちにやめてください。
(回答)	
<p>本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督励を行っています。</p> <p>これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、来庁勧奨文書等により接触機会を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めています。</p> <p>また、特別の事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、資格証明書の交付に代えて特別療養費の適用を行うことになりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。</p> <p>なお、保険証の廃止に伴い、短期証と資格証明書は廃止されております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	3. 23
項目	国民健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化すれば皆保険制度が覆されます。保険証廃止は中止するよう国に求めてください。また、マイナ保険証取得の有無にかかわらず、全ての被保険者に資格確認証を届けてください。
(回答)	
<p>マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。</p> <p>法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。</p> <p>なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書を交付することとされました。</p> <p>本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、同様の運用を行っているところです。本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	3. 24			
項目	全国一高い介護保険料を引き下げてください。また減免措置を充実させてください			
(回答)				
<p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっています。令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の改定等の影響により、基準となる月額保険料を9,249円と設定させていただいたところです。</p> <p>なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p>				
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G） 福祉局高齢者施策部介護保険課（保険・給付 G）	06-6208-8028 06-6208-8033		

番号	3. 25
項目	大阪市として介護予防策を充実させてください。
(回答)	
<p>本市では、これまで介護予防に関する講座や教室の開催、地域の方が主体的に開催される介護予防のための活動支援等、さまざまな介護予防事業に取り組んできました。</p> <p>このような状況の中、今後ますます長寿化が進展し、要介護認定率の上昇が見込まれることを踏まえ、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、令和7年4月より、「すこやかに、すいご予防で、おい人生」の頭文字を取った「すかいプロジェクト」を開始し、介護予防の更なる推進に向けて、これまであまり関心がなかった人等に対し、「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の4つの柱で、介護予防事業の取組みを推進しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	3. 26
項目	医療機関の倒産・廃業が過去最多となっています。コロナ禍では病床の不足が問題になりましたが、さらなる不足は市民に不安を与えます。大阪市の現状の取組をおしえてください。
(回答)	
	<p>本市では、医療法第30条の4に基づく「大阪府医療計画」により、初期救急や小児・周産期医療体制をはじめ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するため、保健医療協議会等での意見を踏まえながら、大阪府と連携し、地域医療提供体制の構築に取り組んでいます。</p> <p>また、高齢化の進展等に伴う今後の在宅医療の需要の増大を見据え、退院支援や急変時の対応等、在宅医療を支える医療機能の確保についても、地域の実情を踏まえて、大阪府と連携し取組みを進めています。</p>
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	3. 27			
項目	<p><u>旭区内の医療機関と病床数の過去3年間の推移を教えてください。</u>あわせて介護施設数の推移も教えてください。</p>			
(回答)				
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月31日現在 				
【医療機関数】病院7 診療所165				
【病床数】病院549 診療所38				
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月31日現在 				
【医療機関数】病院7 診療所165				
【病床数】病院549 診療所38				
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月31日現在 				
【医療機関数】病院7 診療所165				
【病床数】病院549 診療所38				
(※下線部について回答)				
担当	健康局 保健所 保健医療対策課	電話: 06-6647-0679		

番号	3. 27
項目	<u>旭区内の医療機関と病床数の過去3年間の推移を教えてください。あわせて介護施設数の推移も教えてください。</u>
(回答)	
・令和5年4月1日現在	
【介護老人福祉施設】 6件 522床	
【介護老人保健施設】 4件 355床	
【認知症対応共同生活介護】 8件 189床	
【特定施設入居者生活介護】 4件 163床	
【小規模多機能型居宅介護】 3件 (登録定員83人、通い定員45人、宿泊定員15人)	
・令和6年4月1日現在	
【介護老人福祉施設】 6件 522床	
【介護老人保健施設】 4件 355床	
【認知症対応共同生活介護】 8件 189床	
【特定施設入居者生活介護】 4件 163床	
【小規模多機能型居宅介護】 3件 (登録定員83人、通い定員45人、宿泊定員15人)	
・令和7年4月1日現在	
【介護老人福祉施設】 6件 522床	
【介護老人保健施設】 4件 355床	
【認知症対応共同生活介護】 8件 189床	
【特定施設入居者生活介護】 4件 163床	
【小規模多機能型居宅介護】 3件 (登録定員83人、通い定員45人、宿泊定員15人)	
(※下線部について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	4. 1
項目	自衛隊員募集のための名簿提供は中止し、市民の名簿を本人の同意なしに提供しないでください。また、除外申請できることを広く通知してください。
(回答)	
<p>防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。</p> <p>このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。</p> <p>本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、確実な個人情報保護を図っております。</p> <p>自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等については、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話：06-4305-7345

番号	4. ②
項目	区民が楽しく集う「旭区民まつり」に自衛隊が参加するのは場違いです。「区民まつり」への自衛隊の参加は中止してください。
(回答)	
区民まつりは、地域住民の交流や防災意識、住民の安全・安心の向上を目的に開催しています。	
今年度の自衛隊の参加にあたっては、災害対応の紹介や防災啓発を目的とし、勧誘活動や政治的な宣伝は一切行わないことを主催者として確認しています。	
自衛隊は、警察や消防と同様に、災害時に大きな役割を担う組織であるため、防災啓発の一環として住民の安全・安心に資するべく、防災・減災に関する情報提供や装備の展示など、住民の皆さんにとって有益な「防災に関する情報提供」に限定したうえで参加していただきます。	
担当	旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	4. ③
項目	平和の大切さと原爆の恐ろしさを共有するため、旭区主催で「原爆展」を開催してください。
(回答)	
旭区役所では、各種の取組を行うことで、区民・市民への様々な啓発を行っております。各種啓発につきましては、様々な課題が多くありますが、社会的状況等を鑑みながら、限られた予算の中で事業を進めております。今後とも事業検討を行い、適切な啓発を進めてまいります。	
担当	旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	4. ⑤
項目	区民センターの利用については、区主催の行事以外は区民に対して公平に行ってください。また利用料を引き下げてください。
(回答)	
<p>区民センターは、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする会館となっております。</p> <p>区民センターの使用許可の申請につきましては、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第2項により、使用期日の6月前の日から受理するものとされております。</p> <p>ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、同日前においても受理することがあるとしており、旭区民センターでは、次の①～④の使用について、使用期日の9月前を限度として優先して使用申請を受けることができるものとしております。</p> <p>①大阪市や区民センターの指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用等であって、旭区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの</p> <p>②公職選挙法に基づき、旭区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用</p> <p>③行政機関及びこれに準ずる機関が旭区民を対象とした事業を行うための使用</p> <p>④子どもの教育環境の充実に直接寄与すると認められるもの</p> <p>なお、①及び④につきましては、大阪市立旭区民センター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱において、優先して使用申請を受けることができる団体名等を定めております。</p> <p>(※下線部について回答)</p>	
担当	旭区役所 地域課 電話：06-6957-9734

番号	4. ⑤
項目	<p><u>区民センターの利用については、区主催の行事以外は区民に対して公平に行ってください。</u>また<u>利用料を引き下げてください。</u></p>
(回答)	
<p>旭区民センターをはじめとする各区役所附設会館につきましては、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則において、より多くの方々に利用いただけるよう、部屋の広さや目的、時間帯に合わせた料金を設定しております。</p> <p>今後ともより多くの方々に利用いただけるよう、利用者へのサービス向上に取り組み、コミュニティ活動の振興に寄与するための施設としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(※下線部について回答)</p>	
担当	市民局 総務部 施設担当 電話：06-6208-7327

番号	4. 6
項目	城北市民学習センター跡(現大阪市保育・幼児教育センター)ほか、区内にある公共施設の使用状況を点検し、空き室のある施設についてはその一部を貸室として区民に開放する努力をしてください。

(回答)

大阪市保育・幼児教育センターにつきましては、本市の保育・幼児教育の充実を図るための研修施設であり、研修事業に支障を生じることのないよう、諸室を確保、使用するため、利用対象を市内の保育所・幼稚園等の就学前教育・保育施設の教職員及び団体としております。

担当	こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話 : 06-6952-0173
----	--

番号	4. ⑥
項目	城北市民学習センター跡（現大阪市保育・幼児教育センター）ほか、区内にある公共施設の使用状況を点検し、空き室のある施設についてはその一部を貸室として区民に開放する努力をしてください。
(回答)	
	地方自治法におきましては、普通地方公共団体が所有する公有財産について、その用途又は目的を妨げない限度において貸付け等ができると規定されております。また、同法の規定に基づき、大阪市におきましては、公有財産を所管する各所属において、未利用財産に係る貸付け等の公募等により有効活用に努めております。
	(※下線部について回答)
担当	旭区役所 総務課 電話：06-6957-9625

番号	4. 7
項目	<p><u>物価高騰の影響を受けている小規模事業者に対し無利子無担保融資を実施してください。</u>また、中小業者支援に関する担当部門を各区に設置してください。</p>
(回答)	
<p>本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。</p> <p>具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えすることで利用者の負担軽減を図っております。</p> <p>今後についても、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。</p> <p>(※下線部について回答)</p>	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844

番号	4. 8
項目	地域の商店街の営業・運営が困難になっています。商店街への援助金を含めた支援対策を強化してください。
(回答)	
	<p>商店街支援施策としては、これまで活性化に取り組み成果をあげている市内商店街キーパーソンや専門家を派遣する「あきない伝道師による商店街強化事業」により、実践的な取組等の支援を行っております。</p> <p>また、商店街が新たな魅力づくりに向けて地域の安全・安心や来街者の利便性向上のために取り組むハード事業（アーケード、街路灯の整備など）にかかる事業費の一部助成を行っております。</p>
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（商業担当） 電話：06-6615-3781

番号	4. 9
項目	関西電力の大株主として原発からの撤退と再エネ中心にするよう提言してください。
(回答)	
<p>大阪市は、関西電力株式会社の株主として、同社の定時株主総会において、平成 24 年度第 88 回から毎年度、株主提案を行っています。原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定されます。また、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない中で、現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることではなく、これらの課題を早急に解決すべきであると考えており、今年度の株主提案では、万全の安全対策等の見通しが立たない限り、原発は必要最低限の稼働とし、新增設は行わないことを求めています。</p> <p>関西電力株式会社に対しては、原発が抱える課題の早急な解決、そして原発に代わる再生可能エネルギーの最大限の導入や新技術の開発に積極的に取り組むなど、ゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入推進を引き続き求めてまいります。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483